

防止チェックリストの自治体への配布など普及啓発を行っている。

### 3 子ども心の健康支援

発達障害や児童虐待など、様々な子ども心の問題に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、2005（平成17）年より2年間にわたって「子ども心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、2007（平成19）年3月に報告書をまとめたところである。

### 4 性に関する健全な意識の涵養

学校における性に関する指導は、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識や生命の大切さを理解させるとともに、これに基づいた行動がとれるようにすることをねらいとしており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じて、指導することとしている。

近年、子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化するとともに、子どもたちの

生理的、身体的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化している。このような中、10代の人工妊娠中絶についてはここ数年減少に転じているものの再び増加することや性感染症のまん延が懸念されており、性に関する指導の充実喫緊の課題である。

子どもたちの性の問題をはじめ、様々な健康問題に対応するため、学校の要請により、地域保健と連携し、子どもたちの心身の健康相談や健康教育を行う事業を実施しつつ、思春期の問題に関する理解の促進を図っている。

また、2001（平成13）年度から毎年、小・中・高校生を対象とした「世界エイズデーポスターコンクール」を実施し、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図っているところであるが、2003（平成15）年度からは、小・中・高校生に一般を加えて「ポスターコンクール」を実施している。さらに、2004（平成16）年度からは、青少年（中・高校生）を対象としたエイズ予防教育を実施している。

## 第11節 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

### 1 「いいお産」の普及

安全で快適な出産環境により、妊娠・出産に満足し、その後の子育てが楽しいと感じられるような「いいお産」の普及を図っているところであり、子ども・子育て応援プランにおいてもその割合を100%とする目標を盛り込んでいる。

また、妊産婦にやさしい環境をつくるために「マタニティマーク」の普及を図るとともに、妊婦健診の負担を軽減するための地方財政措置を図るとともに、安全・安心なお産の場を確保するための研究事業などを実施している。

### 2 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療ネットワークを整備し、地域の分娩施設等と高次の医療施設との連携体制の確保などを行っている。（2006（平成18）年度において、39都道府県で整備済み。）

さらに、地域の産科医不足も課題となっていることから、地域において、安全、安心な周産期医療の確保を図るため、2005（平成17）年度より実施期間を3年とする「周産期医療施設

2 「子どもの事故予防のための市町村活動マニュアル」関連URL  
<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

のオープン病院化モデル事業」を実施している。

国が担うべき政策医療の一つである成育医療分野では、国立成育医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関とが協力しつつ、医療の質の向上のための研究の推進や標準的医療等の普及に取り組んでいる。

特に、国立成育医療センターでは、生殖、妊

娠、胎児期、周産期、新生児期、小児期、思春期、成人期に至る一連のサイクルに関わるすべての身体的、精神的疾患を対象とした高度先駆的医療、医療従事者への教育研修、治療に直結した臨床研究及び全国の医療機関等へ医療情報の発信に取り組んでいる。

## 第12節 不妊治療への支援等に取り組む

### 1 不妊治療の経済的負担の軽減

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

2006（平成18）年度から、給付期間を2年間から5年間に延長するとともに、2007（平成19）年度からは、給付額を拡大し（治療1回につき

上限額10万円、年2回まで）、所得制限を緩和（夫婦合算所得730万円まで）している。

### 2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

## 第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、2006（平成18）年6月に「住生活基本法」が制定された。同年9月には、同法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進するための基本的な計画として「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定した。この基本法及び基本計画に則り、子育て世帯の居住の安定確保など、少子化対策に資する住宅政策を展開していくこととしている。

### 1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

住宅金融公庫（2007（平成19）年4月、独立行政法人住宅金融支援機構に移行）の証券化支援事業等による住宅取得の支援をはじめ、特定優良賃貸住宅制度（2007年度より、本制度等

を再編し「地域優良賃貸住宅制度」を創設）や都市再生機構における民間供給支援型賃貸住宅制度により良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。また、新規に建築される公共賃貸住宅はバリアフリーを標準仕様としている。

2006（平成18）年度には、特定優良賃貸住宅等に係る家賃の低廉化に関する事業において、対象世帯を子育て世帯等に重点化するとともに、一定の範囲内において地方公共団体が自由に家賃の引き下げ額を設定できることとし、地方の裁量性を拡大した。

また、高齢者が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化し、子育てしやすい住宅の供給を促進する「高齢者の住み替え支援制度」を創設した。